

中学校における特別支援教室の導入ガイドライン(概要)

1 作成目的

小学校に引き続き、都内公立中学校への特別支援教室の導入に当たり、各区市町村教育委員会及び各中学校において円滑に導入するための手引として作成

2 導入計画

年度	28	29	30	31	32	33
中学校における特別支援教室の設置	モデル事業実施					
		モデル事業評価委員会・ガイドライン作成	準備の整った区市町村から順次導入			
						全校導入完了

※ 小学校は平成28年度導入開始、平成30年度に全校導入予定

3 ガイドラインの概要

はじめに

- 中学校に特別支援教室を設置し、発達障害のある生徒に対して適切な指導・支援を行うことで、障害による困難が改善・克服される。
- また、全ての教職員が発達障害のある生徒を含む全ての生徒にとって分かりやすい指導・支援の工夫を実施することで、全ての生徒にとっても、より良い効果をもたらす。
- さらに、全公立小・中学校で実施されることで、周囲の児童・生徒や保護者をはじめとした多くの人々が、障害のある児童・生徒への指導に身近に触れることとなり、発達障害のみならず、広く障害全般に対する理解が深まる。
- 障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に学ぶ環境が充実することは、互いに尊重し合い共に助け合うことの大切さを学ぶことを通じて、共生社会の形成に資する。

第1章 特別支援教室とは

【目的】

- ◆ 可能な限り多くの時間、在籍学級で他の生徒と共に学校生活を送ること
 - 困難さの改善や在籍学級での指導等の工夫により可能な限り在籍学級で学習
 - どれだけ指導の終了に結びつけることができたかの視点で捉えることも重要
- ◆ 全ての生徒にとって分かりやすい授業の充実
 - 全教職員が発達障害のある生徒を含む全ての生徒に分かりやすい授業を実施
- ◆ 相談機能の充実による生徒の心理的安定
 - 相談機能を充実し、自己肯定感を醸成し将来を展望

【対象となる生徒及び教育課程】

- ◆ 通常の学級に在籍する知的障害のない発達障害の生徒を対象
 - 通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の生徒
 - 専門的な指導に生かすために、客観的根拠となる資料を用意することが望ましい
 - 学習支援、精神疾患、家庭環境等他の要因のみによる指導困難な生徒は特別支援教室での特別な教育課程ではなく、通常の教育課程の中で指導内容や方法を工夫

【留意すべき事項】

- ◆ 中学校特有の状況への配慮
 - 特別な指導を受けることについて生徒本人の自己理解・自己決定を尊重
- ◆ 具体的な目標設定と成果の判定の実施
 - 指導開始時に指導の理由・目標、指導終了の見込み等を具体的かつ明確に設定
 - 目標の達成度合を学期ごとなどに定期的に評価し、指導の成果を把握
 - 困難さの改善が見られた場合には、指導時数の見直しや指導終了について判定
- ◆ 全ての教職員による取組の実施
 - 在籍学級においても、在籍学級担任や教科担任による適切な指導・支援を実施
- ◆ 障害の程度が軽度の生徒の適切な目標設定
 - 障害の程度が比較的軽度の生徒は短期間での指導の終了も視野に入れた目標を設定
- ◆ 在籍校以外の特別支援教室の利用の可能性
 - 生徒の事情や指導上の必要により、他校の特別支援教室で指導を受けることも可能

【不登校生徒への対応】

- 不登校の状態にある生徒は、一般的に通常の学級の授業に出席していない状況にあることから、本来的には通級による指導の対象とはならない
- 教育的対応としては、医療、相談機関等との連携を図りながら、障害の状態に応じて教育支援センター等における対応も視野に入れ、慎重に検討

第2章 特別支援教室の基盤整備

【巡回指導教員の配置】

◆ 配置

- 平成30年度は従前の情緒障害等通級指導学級の教員定数配当方針により配置
- 平成31年度から、区市町村ごとに生徒10人につき1人の教員を配置
- 平成31年度に検証を行い、検証結果に応じた定数措置を平成33年度から適用

◆ 経過措置

- 平成31年度から32年度末までの期間、経過措置を適用
- 算出した教員数が平成30年度の配置数を下回った場合に平成30年度の配置数を維持

【臨床発達達心理士等の巡回】

- 平成30年度から特別支援教室の設置校に臨床発達達心理士等の巡回を実施

【特別支援教室専門員の配置】

- 平成31年度から、特別支援教室の設置校に特別支援教室専門員を配置

【特別支援教室設置条件整備費補助】

- 平成30年度から、原則設置年度の前年度に補助を実施（30年度は当年度も可）
- 物品購入に要する経費：上限1校30万円、簡易工事費相当経費：上限1校70万円

第3章 巡回指導の実施

【巡回指導体制】

◆ 配置案の策定

- 各拠点・巡回校グループに、巡回指導の中心を担う専門性の高い教員を配置
- 中長期的な視点からの人材の配置・育成を考慮した人事構想が必要

【部活動及び分掌の分担】

- 拠点校における分掌は、巡回指導教員としての業務に支障のないように配慮
- 拠点校における部活動は、巡回指導教員としての業務に支障のないようにする
- 巡回校における分掌、部活動、学校行事は、原則、担当しない

第4章 指導の開始と終了

【指導開始までの手順】

◆ 小学校と連携した適切な判定の実施

- 小学校在籍中に、中学校の巡回指導教員等による行動観察を行うなど適切に判定

◆ 在籍学級での経過観察の実施

- 生徒の困難さを踏まえ、在籍学級において教室環境の調整や指導方法の工夫等を実施

【指導開始から終了】

◆ 根拠に基づいた判定の実施

- 校内委員会においては、専門的所見を得て、生徒の支援のレベルを判断
- 区市町村委員会においては、発達検査のアセスメント等、根拠に基づいた判定を実施

◆ 学期ごと及び年度末の定期的な評価の実施

- 少なくとも学期ごとに評価し、指導目標に対する進捗状況を校内委員会に報告
- 年度末には次年度の指導の継続の可否や指導目標・内容・時数等について改めて検討

第5章 指導内容と方法

【特別支援教室で行う指導】

◆ 特別支援学校学習指導要領の自立活動に相当する指導内容の実施

- 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する指導を実施
- 学習の遅れを取り戻す指導など、通級による指導と異なる目的で行うものではない

◆ 巡回指導教員と学級担任及び教科担任の協働による指導の充実

- 情報や認識を共有し、生徒が在籍学級で抱える困難さに対し効果的な指導を実施

【指導終了段階での指導】

◆ 段階的に指導時数を減らし、指導終了後の在籍学級において定期的な行動観察・支援を実施

- 巡回指導教員は在籍学級担任や教科担任等へ在籍学級で必要な配慮点等を適切に助言
- 指導の終了後も定期的に対象生徒の状況を観察し、在籍学級担任等からの相談に対応

第6章 特別支援教室の運営

【特別支援教室の学校経営方針への位置付け】

◆ 全教職員による支援の実施

- 校長は、学校経営方針に基本的な考え方を示し、全教職員による組織的な体制を構築
- 特別支援教室の安定的な運営のために、中長期的な人材育成を人事構想に盛り込む

【巡回指導教員の人事管理】

◆ 巡回指導教員の指導の状況把握

- 拠点校校長は、巡回校校長から意見聴取をするとともに可能な限り指導の様子を観察
- 巡回校校長は、指導計画や週案の確認を確実にし、巡回校における指導内容を把握

第7章 相談機能

【中学生の発達段階における適切な支援のための相談機能】

- 相談機能の充実を図り、自信喪失や進路・将来への不安等に適切に対応

第8章 教員の専門性

【教員の専門性の向上】

- OJTや教育委員会による研修等を実施し、巡回指導教員の専門性を向上

第9章 理解促進

【理解促進】

- 全ての教職員が発達障害への理解を深め、適切な指導・支援を実施できることが重要
- 全ての生徒へ説明を行い、在籍学級での配慮事項等について理解を促進
- 全ての保護者及び地域住民にも特別支援教室について説明や広報等を行い理解を促進